

世田谷区告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2961号
- 2 指定変更年月日 令和8年2月12日
- 3 指定変更の位置 世田谷区南烏山五丁目609番7、609番20の一部、612番11、613番5、613番6の一部、613番7の一部、613番8、613番9、613番12の一部、613番13の一部、613番14、613番15、613番16、615番6の一部、615番8及び615番12
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 55.11メートル
- 6 申請者氏名 東京都知事 小池 百合子

(案内図)

# 指定変更第2961号

世田谷区南烏山五丁目609番7、609番20の一部、612番11、613番5、  
613番6の一部、613番7の一部、613番8、613番9、  
613番12の一部、613番13の一部、613番14、  
613番15、613番16、615番6の一部、615番8、615番12

幅員 4.00 メートル

延長 55.11 メートル

自動車転回広場 —

 . . . . . 指定変更した部分

